

東京慈恵会医科大学研究適正化特別委員会規程

制定 平成27年4月1日

(目的)

第1条 東京慈恵会医科大学における公的研究費の適正な使用と研究活動の不正行為抑止への取り組みを点検し、研究適正化に関する助言や提言を行う。

(任務)

第2条 研究倫理推進センター及び学内各部署における研究適正化への取り組みを「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づいて評価し、助言する。

2. 研究費使用及び研究活動に関する内部監査・モニタリング結果を確認し、学内の研究者への指導・警告を学長に提言する。
3. 研究に関する通報・相談窓口を設置し、学内外に周知する。
4. 研究費の不正使用・不正受給及び研究活動の不正行為に関する告発について予備調査を行い、本調査が必要と判断される場合には学長に調査委員会の設置を助言する。
5. 研究費の不正使用・不正受給及び研究活動の不正行為に関する事案の取扱いは「東京慈恵会医科大学における研究費の不正使用・不正受給及び研究活動の不正行為に関する規程」に基づいて行う。

(構成)

第3条 委員会は外部有識者3名と学内教職員3名で構成する。

2. 委員長、委員は学長が任命する。
3. 委員長は委員の中から副委員長を指名することができる。

(任期)

第4条 委員長ならびに委員の任期は1年間とし、4月1日から翌年3月31日までとする。但し、再任を妨げない。

2. 委員に欠員が生じた時は学長指名により委員を補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2. 委員会は委員の3分の2の出席を必要とする。
3. 委員会の議決は出席委員の過半数をもって行う。
4. 委員会の事務は監査室が担当する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長の承認を得て行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。